様式第五号(第三条関係)

(表　　面)

※※第　　号			
※経　　由 町　村　名		※市区町村 受付年月日	令和　年　月　日
※町　　村 提　　出	令和　年　月　日 第　　号	※町　　村 再　提　出	令和　年　月　日 第　　号
児童扶養手当額改定届			
(ふりがな) 氏　　名		証書番号	第　　号
住　　所			

対象児童でなくなった児童の氏名生年月日	対象児童でなくなった理由	理由の発生した年月日
(平成　年　月　日生 令和	イロハニホヘトチリヌルヲ	令和　年　月　日
(平成　年　月　日生 令和	イロハニホヘトチリヌルヲ	令和　年　月　日
(平成　年　月　日生 令和	イロハニホヘトチリヌルヲ	令和　年　月　日

上記のとおり、児童扶養手当の額の改定について届け出ます。

令和　年　月　日

氏　名

都道府県知事(福祉事務所長)
市　町　村　長(福祉事務所長)　殿

※※ 証書作成　令和　年　月　日	※※ 改定通知　令和　年　月　日 第　　号

◎　裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。※、※※の欄には記入する必要がありません。

◎　字は楷書ではっきりと書いて下さい。

（裏　　面）

注　意

1　「対象児童でなくなつた理由」の欄は、次のイからヲまでのいずれか該当するものを〇で囲んでください。

イ　手当の支給を受けている人が児童の母であつて、その母に監護されなくなつた。

ロ　手当の支給を受けている人が児童の父（母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）であつて、その父に監護されなくなり、又はこれと生計を同じくしなくなつた。

ハ　手当の支給を受けている人が児童の母又は父以外の人であつて、その人に養育（同居、監護、生計維持）されなくなつた。

ニ　死亡した。

ホ　日本国内に住所がなくなつた。

ヘ　児童が18歳に達した日の属する年度が終了した。

ト　18歳に達した日の属する年度が終了した児童であつて児童扶養手当法施行令（以下「令」という。）別表第1に定める程度の障害の状態にあつたものが20歳に達したか、又は同表に定める程度の障害の状態でなくなつた。

チ　母の監護を受けていた場合又は養育者の養育を受けていた場合において、父と生計を同じくするようになつた。

リ　父の監護を受け、かつ、これと生計を同じくしていた場合において、母と生計を同じくするようになつた。

ヌ　母の婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）等により、母の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）に養育されるようになつた。

ル　父の婚姻等により、父の配偶者に養育されるようになつた。

ヲ　次の（イ）から（チ）までのいずれにも該当しなくなつた。

（イ）　父母が婚姻を解消した児童

（ロ）　父又は母が死亡した児童

（ハ）　父又は母が令別表第2に定める程度の障害の状態にある児童

（ニ）　父又は母の生死が明らかでない児童

（ホ）　父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童

（ヘ）　父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

（ト）　母が婚姻によらないで懐胎した児童

（チ）　（ト）に該当するかどうかが明らかでない児童

2　児童扶養手当法（以下「法」という。）第9条の児童（父と母が、死亡したこと、生死不明であること、法令により引き続き1年以上拘禁されていること又は明らかでないことのいずれかに該当する児童をいう。以下同じ。）が対象児童でなくなり、他の対象児童の中に法第9条の児童がいない場合には、併せて児童扶養手当支給停止関係届が必要となることがありますので、詳しくは、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いてください。

3　全ての対象児童が1のイからヲまでのいずれかに該当するようになつたときは、手当を受ける資格がなくなりますので、児童扶養手当資格喪失届を出してください。